

## 公募型プロポーザルによる事業者選定実施公告

下記業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、下記のとおり公告する。

令和5年10月12日

岩沼市長 佐藤 淳一



### 記

#### 1. 業務名

岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室運営業務

#### 2. 目的

本業務は、本市が新たに整備する西児童センター放課後児童クラブ分室について、運営業務を委託するものであるが、価格競争だけではなく、当該業務を履行する上で、安定的に業務を遂行する能力や、民間のノウハウに基づく企画力等が求められることから、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うものである。

#### 3. 履行場所

岩沼市松ヶ丘一丁目17番地 岩沼西小学校校庭内

#### 4. 期間

(1) 履行期間 契約締結した翌日から令和9年3月31日まで

(2) 運営期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※なお、契約締結の翌日から令和6年3月31日までを準備期間とし、受入準備に係る業務を別途委託する可能性があるが、その費用については、今回の参考見積額には含めないこと。

#### 5. 業務内容

岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室運営業務仕様書による

## 6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 過去3年以内に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当せず、同施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 岩沼市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年告示第83号）別表に記載されていない者であること。
- (4) 国税並びに市税を滞納していないこと。
- (5) 県内に本店又は支店、若しくは営業所等を有していること。
- (6) 過去3年以内に、地方公共団体より、本業務と同様若しくは類似業務を履行した実績があること。なお、類似業務とは、放課後子ども教室や民間学童保育のほか、放課後児童健全育成事業の届出を行わず実施しているもので、市が認める事業とする。

## 7. スケジュール

本業務に係るプロポーザルのスケジュールは以下のとおりである。

事 項	期 日
プロポーザル実施の公表	令和5年10月12日（木）
参加表明書兼誓約書等の提出期限 →様式第1号～第3号及び添付書類の提出	令和5年10月12日（木） ～11月8日（水）17時00分
質問書の受付期間 →様式第7号の提出	令和5年10月12日（木） ～11月1日（水）12時00分
質問への回答	令和5年11月6日（月）
資格審査結果通知	令和5年11月10日（金）
企画提案書等の提出期限 →様式第4号～第6-2号及び企画提案書 （任意様式）の提出	令和5年11月17日（金）12時00分
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年11月27日（月） （詳細な時間や場所は別途通知する）
選定結果通知	令和5年11月下旬（予定）
契約締結	令和5年12月上旬（予定）

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

## 8. 参加表明書兼誓約書等の提出

- (1) 提出書類 【様式第1号】参加表明書兼誓約書

**【様式第2号】法人等概要書**

(添付書類)

法人等の定款、規約その他これに類する書類

法人登記事項証明書

納税証明書又は未納のない証明書(国税及び市税(岩沼市分のみ))

過去3期分の決算書類(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)

**【様式第3号】業務実績調書**

- (2) 提出場所 岩沼市健康福祉部子ども福祉課
- (3) 提出期限 令和5年11月8日(水) 17時00分
- (4) 提出方法 持参又は郵送

**9. 企画提案書等の提出**

- (1) 提出書類 **【様式第4号】業務実施体制**  
**【様式第5号】企画提案書(表紙)**  
(添付書類) 企画提案書(任意様式)  
**【様式第6-1号】参考見積書**  
**【様式第6-2号】参考見積額内訳書**
- (2) 提出場所 岩沼市健康福祉部子ども福祉課
- (3) 提出期限 令和5年11月17日(金) 12時00分
- (4) 提出方法 郵送又は持参
- (5) 留意事項 提案内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

**10. 受託候補者の選定**

(1) 審査方法

本市が設置する岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室運営業務公募型プロポーザル審査委員会において、提案書審査、プレゼンテーション審査及びヒアリングを実施し、最高得点を獲得した提案者を受託候補者として、また、次いで高い提案者を次点者として選定する。

ただし、受託候補者及び次点者については、100点満点中60点以上を獲得した場合に限る。

なお、受託候補者及び次点者の総得点が同点となった場合については、審査会において、各審査委員の多数決により順位を決定する。

(2) 結果通知

選定結果については、提案者全員に通知するとともに、ホームページに掲載する。

**11. 契約の締結等**

本契約について、市は受託候補者と優先交渉を行う。なお、選定後から契約締結までの間に、市との協議を経て、業務内容に基づく見積を徴取し、市の定める金額を上限として、契約を締結する。

なお、受託候補者と契約締結に至らない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

## 12. その他

本プロポーザルに関する詳細は、岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室運営業務実施要領による。

## 13. 担当部署

岩沼市健康福祉部子ども福祉課

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

TEL：0223-22-1111（内391）

FAX：0223-23-2377

E-Mail：kodomofukusi@city.iwanuma.miyagi.jp